

平成20年 5月 7日
新 潟 県
新 潟 地 方 気 象 台

「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震」に伴って実施した 土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

新潟県と新潟地方気象台が平成19年6月15日から運用を開始した土砂災害警戒情報については、平成19年7月16日に発生した「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震」による地盤のゆるみに伴い、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、柏崎市、長岡市、刈羽村、出雲崎町、見附市、小千谷市、川口町、上越市、妙高市、十日町市、津南町、魚沼市、南魚沼市、三条市、燕市、弥彦村を対象に、暫定基準を設けて運用してきました。

地震発生から平成19年12月末までの降雨と土砂災害警戒情報が対象とする災害について検証し、「新潟県土砂災害警戒情報検討会」の有識者のご意見を伺った結果、平成20年5月14日13時をもって、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止することとしました。

また、暫定基準廃止後においても、防災対応に役立てるために、土砂災害警戒情報文の図中に明示してある地震影響域(ハッチング)を引き続き残すこととします。

今後出水期を迎えるにあたり、土砂災害には今後とも注意をお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先

新潟県土木部砂防課 企画調査係長 (電話025-280-5424)

新潟地方気象台防災業務課 土砂災害気象官 (電話025-244-1703)